

令和元年（2019年）10月9日

（省略）様

横須賀市監査委員 川瀬 富士子

同 丸山 邦彦

横須賀市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき令和元年8月13日付けで提出された横須賀市職員措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったのでその結果を次のとおり通知する。

なお、西郷宗範監査委員及び嘉山淳平監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

第1 措置請求

1 請求人

（省略）

2 措置請求の内容（原文のまま）

横須賀市職員措置請求書

令和元年8月13日

横須賀市監査委員 御中

請求人（省略）

1 請求の趣旨

(1) 所属選手のいない団体に対する支出

平成30年6月、横須賀市体育協会に対し、補助金等交付決定がされ（証拠1）、同協会に対し、6,695,000円の補助金が支給された。

同補助金は、その後、横須賀市アマチュアボクシング協会を含む39団体に対し、165,000円ずつ送金されたが、同協会に対しても平成30年6月22日に165,000円が送金された（証拠2）。

そして、同補助金は平成30年度中に同協会により費消され、令和元年5月13日、実績報告書（決算書）として横須賀市に報告された（証拠3）。

ところが、横須賀市アマチュアボクシング協会には、6年ほど前から所属する選手がいない。

同協会の決算書によると、渉外費、協会運営費としての支出があるが、その内容は不明である（証拠3）。

そもそも所属選手のいない団体に支出する必要はないはずであり、まったく無駄で不当な支出である。

なお、同協会は、「よこすかスポーツフェスタ」に参加し、その活動は体育協会の基本方針に沿っているとの主張が予測される。

しかし、同協会の決算書によれば、「よこすかスポーツフェスタ」に参加するためにされた支出か不明瞭である。

「よこすかスポーツフェスタ」への参加は、ボランティア活動の一環と考えられ、そこに必要な費用が不要なのであれば、補助金も不要のはずである。

また、所属選手がいないとしても、同スポーツの普及を通じて次世代の選手を発掘することなど、市民へのスポーツ振興に寄与している、との主張も予測される。

しかし、同協会の決算書において、141,956円が計上されている「渉外費」が、市民へのスポーツ振興に寄与しているとはいえないと考える。

同協会が、市民へのスポーツ振興に寄与しているとしても、同市が支給する補助金は、「ご褒美」として支給されるものではないのであるから、その補助金が有効に使われるのでないのであれば、支出すべきではない。

つまり、当該補助金と、同協会の具体的な活動のつながりが明らかで

ないのであれば、それは無駄な補助金という非難は免れない。

監査委員は、単に同協会が市民へのスポーツ振興に寄与している、というような抽象的な判断にとどまるのではなく、具体的にどのような活動がどの程度寄与しており、そのために補助金が有効に使われているのか審査すべきである。

その際、「渉外費」の具体的な内実も明らかにすべきことは当然である。

さらに、そもそも決算報告において、「渉外費」という曖昧な項目での支出の報告を認めるべきではない。

「渉外費」という項目は広い支出にあてはまり、例えば外部で飲食しても「渉外費」に含まれる。

しかし、補助金を外部での飲食に使うのは妥当ではないことは明らかである。

したがって、決算報告において「渉外費」という曖昧な項目を認めるべきではなく、もっと具体的な支出項目の報告を義務付けるべきである。

(2) 競技会のない団体に対する支出

スポーツ振興を目的として支出される補助金については、県大会や関東地区大会や全国大会といった競技会が行われて、広く国民に認知されているスポーツ団体に限り支給されるべきである。

モーターボートには、アマチュアの競技会はなく、ギャンブル、プロ「スポーツ」の範疇に入り、アマチュアと定義して補助金を交付するには大いに疑問がある。

ボートに限らず、モータースポーツにはオートバイ、自動車、飛行機競技があるが、出場チームはエンジンがものを言うので、メカニックを含むチームを形成し、プライベートチーム、ファクトリーチームに大別されるように、非常に金のかかる「スポーツ」である。

これをアマチュアスポーツの範疇に押し込んで市民が等しく負担する税金から補助金を出すのは無理があり、多数の市民の理解を得られるとは思われない。

この指摘を曖昧にして不問に付すならば、監査委員は形骸化していると言わざるを得ない。

なお、同協会は、「横須賀うみかぜカーニバル」等への協力によりマ

リンスポーツの普及・振興に寄与しているとの主張が考えられる。

しかし、同協会は一般社団法人であり、モーターボートを普及させることを目的とした法人格を有し、駐船場使用料や諸会費収入等で700万円以上の収入があり、専従者に手当も支給している。

このように十分な収入がある法人に補助金を出すのは不当である。

また、海上安全パトロールをして海難事故防止活動をしているとの主張も考えられるが、それが事実であれば、それに対しては別途謝礼や報酬を支払うべき性質のものであり、スポーツ振興を目的とする本補助金の趣旨からずれているといえる。

決算書を見ても、競技に関する支出はなく、他団体との関係費や釣り等の行事のための支出が多く（証拠3）、一般市民に対する支出というよりも、一部の特定の団体に対する支出であり、不当である。

同協会に対しても、平成30年6月22日に165,000円の補助金が支給され（証拠2）、平成30年度中に費消されて、令和元年5月13日、横須賀市に報告された（証拠3）。

（3）利益相反構造であること

- ① 横須賀市体育協会の実態は市「直営」形態であり、組織全体が利益相反構造にあり、かつ公金支出に際して公平性・透明性に欠ける。

すなわち、横須賀市体育協会の事務局は市長部局の文化スポーツ観光部のスポーツ振興課が担っている。そして予算執行権をもつ市長が名誉会長を務める。そして、会長を自民党県議が務めている。

市観光協会の5年前と同じ構図である。

予算編成権と執行権を持つ市長が名誉会長ながら、補助金、運営資金を受託する立場の最高位を務めることは、観光協会の法人化を求めた時と同じ利益相反である。

また、協会のトップを務める会長が自民党の県会議員であり、現状の市直営的団体からして行政の不偏不党、公平性透明性から見て看過できない。

県や他都市が体協の法人化を図っているように、本市体協も組織の法人化を図るなど、早急是正が必要である。

任意団体である協会運営を慣習で行政丸抱えでやってきたことから、39の構成団体中の2割に当たる8団体が横須賀市議が会長を務めている。予算の議決権を持つ市議会議員が会長職を務めており、利益相反が

顕著であり看過できない。

更に、横須賀選出の県議が会長を務める団体を含めると、構成団体中4分の1強の実に10団体の会長を政治家が務めている。またこの会長職を務める多くの県議、市議は自民党籍であり、公金支出に当たって不偏不党の原則及び中立、公平性が保たれておらず、不当である。

なお、市議が会長を務める団体は以下の通りである。（山口道夫は平成31年に引退したが、平成30年には市議であった。）

横須賀市合気道連盟 浜野雅浩

横須賀市アーチェリー協会 南將美

少林寺拳法協会 田辺昭人

横須賀市スポーツチャンバラ協会 渡辺光一

ソフトボール協会 青木哲正

横須賀市太極拳協会 山口道夫

横須賀市ボウリング協会 大野忠之

横須賀市ライフル射撃協会 杉田惺

つまり、予算を決定する立場の人間が、予算を受け取る団体の代表になっている。これは利益相反に他ならないから、平成30年6月20日から同月22日にかけて支給された補助金各165,000円（証拠2）は、不当な公金支出といえる。

そして、それらは各協会により平成30年度中に費消され、令和元年5月、横須賀市に報告された（証拠3）。

なお、神奈川県や横浜市などは体育協会を法人化している。横須賀市も観光協会同様に早急に体育協会の法人化を図り、利益相反、行政の公平性など公金支出に疑念を生じさせない対応を取るべきである。監査委員はこの点を明確に指摘すべきである。

- ② 横須賀市体育協会に対して支給される補助金については、所属する各団体に対して自動的に支給される仕組みになっており、その過程で行政のチェックがない。

そのため、所属選手がいなかったり、スポーツといえるのか疑問がある団体にまで補助金が支給されてしまっている点が、構造的に問題である。

今一度、各団体への支出が適正であるのか否か検討する必要があると考える。

③ この点、市議会議員が会長を務める団体のみの補助金が高額ではなく、市議会議員が会長を務める加盟種目団体ゆえに特別な利益を誘導されているものではない、との主張が予測される。

しかし、もし市議会議員が会長を務める団体の補助金を減額あるいは支給すべきでない事態が生じた場合、当該市議会議員が強く反対し、減額あるいは支給しないという決定が不当に妨げられる可能性はある。

つまり、各団体の既得権として、最低でも現在支給されている補助金を維持する効果があることは明らかである。

そして、これは、体育協会の名誉会長に横須賀市長がなっていることにも同様に言える。

つまり、名誉会長が形式的に予算執行権を持たない名誉職であったとしても、体育協会への補助金を減額あるいは支給しないという方向に進むことを阻止する効果はもつ。

いわゆる「忖度」政治であり、横須賀市長が名誉会長であることによって、誰も体育協会の補助金に口を出せなくなるという効果がある。

その意味で、体育協会の会長が横須賀市長であることによって、本件補助金を交付するうえで影響を受けていることは明らかである。

要するに、会長をしている市議会議員にとっては（名誉会長をしている横須賀市長も）、当該会員は票田であり、当該団体にとっては、確実に補助金を得られる、という持ちつ持たれつの不健全な関係にあることが問題の根源なのである。

そして、体育協会自身も法人化を検討事項に挙げているようであるが、それはかかる問題を自覚しているからであろう。

少なくとも、かかる「疑念」を市民に抱かせる現在のしくみは変えて、一日も早く法人化すべきなのであり、監査委員もそれを指摘すべきであろう。

(4) 以上より、横須賀市アマチュアボクシング協会、一般社団法人横須賀モーターボート協会、横須賀市合気道連盟、横須賀市アーチェリー協会、少林寺拳法協会、横須賀市スポーツチャンバラ協会、ソフトボール協会、横須賀市太極拳協会、横須賀市ボウリング協会、横須賀市ライフル射撃協会に対し、不当に支出された補助金各165,000円につき、返還を求めることを横須賀市長に請求するものである。

したがって、上記理由により、横須賀市長に対し、横須賀市から横須

賀市体育協会に支出した補助金実績額6,695,000円のうち、違法又は不当に支出した分合計1,650,000円の損害について返還するように求める。

- 2 請求人
(省略)

以上の通り、地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

以上

事実証明書

- 1 補助金等交付決定通知書
- 2 横須賀市体育協会支出伺書
- 3 実績報告書(決算書)
- 4 横須賀市体育協会定期評議員会の記録

第2 要件審査及び請求の受理

令和元年8月16日に要件審査を行い、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

横須賀市職員措置請求書（以下「請求書」という。）に記載される横須賀市から横須賀市体育協会（以下「体育協会」という。）に支出した補助金（以下「本件補助金」という。）の実績額6,695,000円のうち、(1)所属選手のいない1団体（165,000円）、(2)競技会のない1団体（165,000円）及び(3)市議会議員が会長を務め利益相反にあたるとする8団体（1,320,000円）合計1,650,000円が違法又は不当な支出であり、市に損害が発生しているかどうかについて。

なお、本件監査において、請求書の1(1)のうち、横須賀市アマチュアボクシング協会の決算報告における「渉外費」に係る主張については、本市の財務会計上の行為を対象とするものではなく、体育協会の加盟種目団体である横須賀市アマチュアボクシング協会の支出を対象とするものと認められた。また、請求書の1(3)のうち、体育協会の法人化を図ることを求めるとする主張については、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分」など特定の財務会計上の行為の所定の要件を具備していないものと認められた。したがって、これらは監査対象とはならない。

2 監査対象部

文化スポーツ観光部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

令和元年9月3日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人が陳述を行った。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 監査の方法

本件監査は、関係書類の調査、監査対象部に対する聞き取り調査等を実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 本件補助金の概要

本件補助金は、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号）に基づき、本市の社会体育振興の目的のため、補助金額を6,695,000円（予算の範囲内）として交付している。

(2) 財務会計処理の概要

ア 平成30年5月31日付けで体育協会会長から本件補助金に係る補助金等交付申請書の提出があり、同日、本件補助金の交付について起案され、平成30年6月6日に体育協会一般事業活動運営費に充てられるため文化スポーツ観光部長により決裁が行われた。補助金額は6,695,000円（予算の範囲内）であり、補助金等交付申請書には、平成30年度事業計画書及び平成30年度一般会計収支予算書が添付されている。事業計画書の基本方針として「本会は、市内のスポーツ団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、スポーツを振興して、市民の健康及び体力向上とスポーツマンシップを涵養する。」（以下「体育協会の基本方針」という。）と定められ、以下事業計画等が示されている。また、補助金等交付決定通知書に記載された交付条件は、「1 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けること。2 補助事業を延期し、中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けること。3 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合、又は、補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。4 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票等を常に整備しておかなければならない。5 補助事業者は、補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長の定める書類を添えて市長に報告しなければならない。」とされている。

イ 平成30年6月6日、体育協会から本件補助金に係る請求書の提出があり、本件補助金に係る支出負担行為兼支出命令が起案され、同日、スポーツ振興課長による決裁が行われた。

ウ 令和元年5月13日付けで体育協会会長から本件補助金に係る交付決

定額6,695,000円に対して、精算額6,695,000円とする実績報告書（添付資料は事業報告書、収支決算書）の提出があり、同日、補助事業の完了について起案され、文化スポーツ観光部長による決裁が行われた。

2 監査対象部からの請求人の主張に関連した説明

(1) 請求書における1(1)に係る請求人の主張に対する見解について

横須賀市アマチュアボクシング協会は、本市が主催する「よこすかスポーツフェスタ」でのボクシング体験コーナーの運営や、市民体育大会を主管することを通して本市におけるアマチュアボクシング競技の普及・振興を行っている団体です。

体育協会からの報告によれば、市内スポーツ団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、スポーツを振興して市民の体力向上とスポーツマンシップを涵養するという同協会の目的を達するために加盟種目団体に運営交付金を交付しており、所属選手の有無や多寡によって交付の判断をするものではないということから、平成30年度において所属選手がいなかったとの報告も受けているものの、不当な支出にはあたらないと考えます。

(2) 請求書における1(2)に係る請求人の主張に対する見解について

横須賀モーターボート協会は、横須賀うみかぜカーニバル実行委員会が主催する「横須賀うみかぜカーニバル」などへの協力によるマリンスポーツの普及・振興や、市民らがプレジャーボートを安全に楽しめるよう海上安全パトロールを実施し、海難事故防止活動を行っている団体です。また、会員に対しては海上安全講習会、救急救命講習会を開催し、船舶の安全航行の徹底を指導しています。

体育協会からの報告によると、同協会が加盟種目団体に交付する運営交付金は、その対象を県大会や関東地区大会や全国大会といった競技会が行われて、広く国民に認知されているスポーツ団体に限るものではなく、同協会の目的に沿った活動を行っている団体に交付しており、アマチュアの競技会のあるスポーツ活動であるか否か、法人格を有しているか否かによって交付しているものではないということから、不当な支出にはあたらないと考えます。

(3) 請求書における1(3)に係る請求人の主張に対する見解について

市長には市の予算調製権と執行権はあっても議決権はないこと、及び体育協会の名誉会長は、協会の予算執行権を持たない実質的に名義上の

職であり、同協会に係る意思決定を統轄できる立場ではないため、利益相反にあたらないと考えます。

また、体育協会の会長がいかなる立場の者であっても、本市が同協会に対し補助金を交付するうえで影響を受けていることはありません。

本市の予算を決定するのは市議会であって市議会議員個人ではありません。また、体育協会からの報告によると、市内スポーツ団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、スポーツを振興して市民の体力向上とスポーツマンシップを涵養するという同協会の目的を達するために加盟種目団体に運営交付金を交付しており、その金額は同協会の議決機関である評議員会の議決を経たもので、各団体等しく、市議会議員が会長を務める団体のみが高額であるということはないことから、不当な支出にはあたらないと考えます。

スポーツ振興課が体育協会の事務局であることについては、これまでも検討を重ねてきた結果、現在の方式となっており、事務を処理するためのものであるため利益相反などにはあたらないと考えます。

体育協会からの報告によると、体育協会加盟種目団体が同協会から交付された運営交付金等の使途については、同協会の会計監査を司る監事と総務委員会委員が監査を行っているとのことでした。

(4) 請求書における 1 (4)に係る請求人の主張に対する見解について

これまで述べた見解のとおり、体育協会が標記の10団体に運営交付金を交付したことに不当なところはなく、本市への損害が生じているという事実はないものと考えます。

3 監査委員の判断

(1) 判断基準

補助金については地方自治法第232条の2により「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としており、平成17年11月10日の最高裁判所判決において、「・・・上告人（市長）が本件第2補助金を支出したにつき公益上の必要があると判断したことは、その裁量権を逸脱し、又は濫用したものと断すべき程度に不合理なものであるということとはできないから、本件第2補助金の支出は、地方自治法232条の2に違反し違法なものであるということとはできない。・・・」とされていることから、補助金交付の違法性に係る判断については、公益上必要として補助金を交付した市

長の判断が、裁量権を逸脱し、又は濫用した場合において違法になるものと理解することができる。

また、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第4条には地方公共団体の責務について「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされており、第7条には関係者相互の連携及び協働として「国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。」とし、第34条において「地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。」と規定されている。

これらのことを念頭に置きながら、補助金に係る支出に公益性があり、本市のスポーツ関連施策に寄与するものであるのか、合理的な判断に基づき決定されているか、また、その決定が市長の裁量権を逸脱し、又は濫用するようなものであったかどうかを基準に判断するのが相当であると考えます。

(2) 所属選手のいない1団体（165,000円）について

体育協会への本件補助金の使途のうち、横須賀市アマチュアボクシング協会への交付分についての違法性又は不当性について検討する。

本件補助金については、市が、体育協会の補助金等交付申請書に添付された平成30年度事業計画書における体育協会の基本方針を基にして計画された体育協会の事業が、本市のスポーツ関連施策に寄与するものであり、その公益性を合理的に判断したうえで補助金交付決定をしたかについて、市長の裁量権の逸脱、又は濫用がみられるのか、また、その補助決定の基となった体育協会の基本方針に沿った活動を体育協会が行っているかどうかによって判断されるべきである。

所管部局によれば、体育協会は、同協会の目的（体育協会の基本方針と同様の内容）の達成のため、加盟種目団体に運営交付金を交付したものであり、所属選手の有無や多寡によって交付の判断をするものではないということである。

なお、体育協会の規程等によると所属選手の有無によって加盟種目団

体への運営交付金を制限する規定等はなかった。

所属選手がいなくても、同スポーツの普及を通じて次世代の選手を発掘することなど、市民へのスポーツ振興に寄与する方法は限定されるものではないと考えられる。また、実績報告書に添付された事業報告書には、平成30年10月8日（体育の日）に開催された「よこすかスポーツフェスタ2018」において横須賀アリーナ会場（サブアリーナ）に訪れた参加者608人が行う各種競技体験の一つとして横須賀市アマチュアボクシング協会が参加していることが報告されており、その活動も体育協会の基本方針に沿っていることが分かる。

以上のことから、市長が本件補助金に対して、本市のスポーツ関連施策に寄与し公益性があるとした判断に裁量権の逸脱、又は濫用があったとは言えず、市が体育協会に支出した本件補助金の使途のうち、横須賀市アマチュアボクシング協会に交付された165,000円について違法性又は不当性は認められなかった。

(3) 競技会のない1団体（165,000円）について

体育協会への本件補助金の使途のうち、一般社団法人横須賀モーターボート協会への交付分についての違法性又は不当性について検討する。また、本件補助金について判断されるべき点は、第4の3の(2)と同様とする。

所管部局によれば、体育協会は、運営交付金の交付対象を県大会や関東地区大会や全国大会といった競技会が行われて、広く国民に認知されているスポーツ団体に限るものではなく、同協会が加盟種目団体に交付する運営交付金は、同協会の目的（体育協会の基本方針と同様の内容）に沿った活動を行っている団体に交付しており、アマチュアの競技会のあるスポーツ活動であるか否かによって交付しているものではないとし、一般社団法人横須賀モーターボート協会は、横須賀うみかぜカーニバル実行委員会が主催する「横須賀うみかぜカーニバル」などへの協力によるマリンスポーツの普及・振興や、市民らがプレジャーボートを安全に楽しめるよう海上安全パトロールを実施し、海難事故防止活動を行っているとのことである。

なお、体育協会の規程等によるとアマチュアの競技会の有無によって加盟種目団体への運営交付金を制限する規定等はなかった。

また、一般社団法人横須賀モーターボート協会が「横須賀うみかぜカ

カーニバル」などへの協力によるマリンスポーツの普及・振興や、市民らがプレジャーボートを安全に楽しめるよう海上安全パトロールを実施し、海難事故防止活動を行っていることは、体育協会から提出された平成30年度補助金等交付申請書に添付された体育協会の事業計画書「2 事業計画 全般的な事業」の「③ 市及び公益財団法人神奈川県体育協会との連携を図り、生涯スポーツ活動推進に協力する。」に沿った活動と言える。併せて、「横須賀うみかぜカーニバル2018」は平成30年7月14日及び15日にうみかぜ公園等において開催され約5,600人が来場したイベントである。このようなイベントに上記活動を行うことは、スポーツ基本法に定めるスポーツ事故の防止等の趣旨にも合致する側面的な支援活動とも言えるものであり、第4の3の(2)と同様に市民へのスポーツ振興に寄与する方法は限定されるものではないと考えられる。

以上のことから、市長が本件補助金に対して、本市のスポーツ関連施策に寄与し公益性があるとした判断に裁量権の逸脱、又は濫用があったとは言えず、市が体育協会に支出した本件補助金の使途のうち、一般社団法人横須賀モーターボート協会に交付された165,000円について違法性又は不当性は認められなかった。

(4) 市議会議員が会長を務め利益相反にあたるとする8団体（1,320,000円）について

体育協会への本件補助金の使途のうち、市議会議員が会長を務め利益相反にあたるとする8団体への交付分についての違法性又は不当性について検討する。また、本件補助金について判断されるべき点は、第4の3の(2)と同様とする。

所管部局によれば、体育協会は、同協会の目的を達するために加盟種目団体に運営交付金を交付しており、その金額は同協会の議決機関である評議員会の議決を経たもので、各団体等しく、市議会議員が会長を務める団体のみが高額であるということはないとのことである。

このことは、体育協会の実績報告書に添付された収支決算書の内訳によると、加盟種目団体39団体同一の金額であるため、市議会議員が会長を務める8団体のみ他に他の団体と比べて多額に支出しているとは認められない。これは、加盟種目団体一律に運営交付金を交付するとした体育協会の補助金等交付申請書に添付された平成30年度一般会計収支予算書にも合致するものである。このことから、当該運営交付金が加盟種目団

体の会長が誰かによって交付の有無や交付額の大小に影響を与えておらず、市議会議員が会長を務める加盟種目団体ゆえに特別な利益を誘導されているものとは言えない。

次に、請求人の主張する市長が体育協会名誉会長職であることと体育協会会長が県議会議員であることについてみると、所管部局の説明によれば、体育協会の名誉会長は、協会の予算執行権を持たない実質的に名義上の職であり、同協会に係る意思決定を統轄できる立場ではないとのことである。また、体育協会の会長がいかなる立場の者であっても、本市が同協会に対し本件補助金を交付するうえで影響を受けていることはないとのことである。

このことについて、体育協会の規約によると、役員及び職員の定義について、第6条第1項に「本会に次の役員を置く。」とあり、会長、副会長をはじめとする8つの役員職を設置することが必須となっている。これに対し、同条第2項では、名誉会長、特別顧問など4つの役職については、「置くことができる。」と規定している。このことからしても、組織運営上必須の役員及び職員と比べて、任意の設置である名誉会長は実質的な名誉職であると考えられる。また、現会長は県議会議員であるが、県議会議員は本市の予算に係る権限は有していないため、いずれも請求人の主張する利益相反にはあたらないと考えられる。

以上のことから、市長が本件補助金に対して、本市のスポーツ関連施策に寄与し公益性があるとした判断に裁量権の逸脱、又は濫用があったとは言えず、市が体育協会に支出した本件補助金の使途のうち、市議会議員が会長を務め利益相反にあたるとする8団体へ交付された1,320,000円について違法性又は不当性は認められなかった。

(5) 結論

以上のことから、監査対象となる請求書の「1 請求の趣旨(1)、(2)及び(3)」に該当する各請求について、本件補助金の公益性を認めた市長の判断については、裁量権の逸脱、又は濫用があったとは言えず、違法又は不当な支出であるとは認められなかった。

したがって、請求人の主張には理由がないものと認めこれを棄却する。